

平成31年度 国保事業費納付金の仮係数による試算結果について

I. 国保事業費納付金の算定について

県内で保険料負担を公平に支え合うため、県により市町村ごとに国保事業費納付金が決定されます。市町村はこれを県に納付します。

○納付金額は次の3つの指標をもとに配分

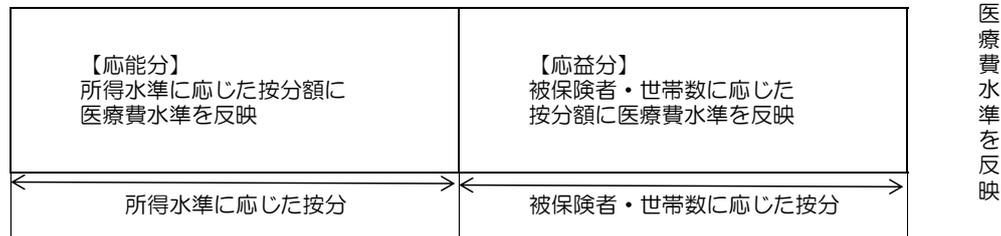
- ①被保険者に応じた按分【長野県は運営方針により被保険者数と世帯数】
- ②所得水準に応じた按分(所得水準が高い市町村多く:応能負担)
- ③医療費水準の反映(医療費が高い市町村は多く:応益負担)

○納付金の配分(イメージ)

- ①県全体の保険給付費総額から公費等を控除して納付金額を算定
- ②納付金額の配分 市町村ごとの所得【応能分】、被保険者数・世帯数【応益分】により按分して医療費水準を反映

※【長野県】応能:応益 = およそ49:51で按分し、医療費水準は全て反映させる

【市町村の納付金額】



II 平成31年度国保事業費納付金の仮係数による試算結果について【県通知より抜粋】

確定係数による算定では以下の点の変更となるため、確定係数による納付金額は、さらに納付金が多くなることが想定される。

【参照通知】

- ◆ 「国民健康保険における納付金及び標準保険料率の算定方法について(ガイドライン)」の改定について
- ◆ 「平成31年度の国民健康保険事業費納付金及び標準保険料率の算定に用いる係数について(通知)」

1 前提条件

県・市町村国保運営連携会議幹事会等における協議結果に基づき、以下の前提条件のもと仮係数による試算を行った。

- (1) 平成31年度予算ベースで算定
- (2) 公費拡充分の一部(1700億円のうち1600億円)を算入
- (3) これまでの幹事会等により以下の①～③について、納付金及び標準保険料率の算定に反映
 - ① 一人当たり医療費の推計方法
 - ② 激変緩和措置
 - ③ 都道府県の予備費
- ④ 地方単独事業の減額調整分を各市町村の納付金への上乗せ
- ⑤ 柔軟・療養費分の審査支払手数料を新たに計上

【飯山市の国保事業費納付金算定結果表】 ※一般被保険者分のみ

A 平成31年度仮係数試算による納付額		B 平成30年度確定係数算定による納付額		A-B
(円)		(円)		(円)
飯山市	医療分	449,526,850	406,817,771	42,709,079
	支援金等分	139,895,755	130,952,417	8,943,338
	介護分	47,326,462	41,675,620	5,650,842
	合計	636,749,067	579,445,808	57,303,259
長野県全体		57,234,015,030	55,137,682,129	2,096,332,901

2 算定結果の留意事項

(1) 平成30年度と比較して県全体の納付金額が増加した主な理由

県全体の納付金額が昨年の確定係数から21億円増加しており、その主な原因は以下のとおり

【納付金額増加の主な要因】

◎ H30確定係数と比較して、歳入公費が31億円減少したため

特に減少額が多かったのは、

① 前期高齢者交付金(△約33億円)

② 国調整交付金(△約6.4億円)

◎歳出公費のうち、後期高齢者支援金が約2億円増加。

◎自然増の増加

(2) 平成30年度と比較して各市町村の納付金額が増減する主な理由

① 所得水準・被保険者数・世帯数の影響

② 医療費水準の影響

③ 公費の精算額の影響 等

(3) 確定係数に向けて変更が想定される主な事項

確定係数による算定では以下の点の変更となるため、確定係数による納付金額は、さらに納付金が多くなることが想定される。

① 消費税の引き上げに係る対応の反映

② 医療費指数が直近の実績に基づき変更

③ 公費が確定係数に更新 等